

農地整備課

【主な所掌事務】

<p>(調整・企画チーム)</p> <ul style="list-style-type: none">・農業農村整備事業の予算管理・農業農村整備事業の広報・広聴・農業農村整備事業の事業評価・秋田県総合計画の進行管理	<p>(土地改良指導チーム)</p> <ul style="list-style-type: none">・土地改良団体の指導、監督・土地改良法第132条検査・県営・団体営の換地事務指導・用地取得・補償の指導・農用地等集団化・国有及び県有土地改良財産の管理、処分	<p>(水利整備・防災チーム)</p> <ul style="list-style-type: none">・水利施設整備事業・農村地域防災減災事業・水利施設管理事業・農地・農業用施設の災害復旧事業
<p>(農地整備チーム)</p> <ul style="list-style-type: none">・経営体育成基盤整備事業・農地耕作条件改善事業	<p>(技術管理チーム)</p> <ul style="list-style-type: none">・農業農村・森林整備事業の積算システム・農業農村・森林整備事業の設計<ul style="list-style-type: none">・積算基準・総合評価業務方針提案型（選定委員会）・会計検査（農業農村整備）	

事業名	土地改良区体制強化事業		担当	土地改良指導チーム
事業年度	平成20～	事業主体	秋田県土地改良事業団体連合会、土地改良区等	
事業目的	土地改良区の体制強化対策を総合的に実施し、土地改良区統合整備や農地利用集積の推進、土地改良施設管理の円滑化及び役員等々の技術力向上等を図る。		財源	当初予算額 31,958 千円
			国庫	19,869 千円
			一般	12,089 千円
			内訳	
実施内容	1 土地改良区施設・財務等管理強化支援事業 16,790千円（◎7,309千円、⊖9,481千円） 秋田県土地改良事業団体連合会（以下「土地連」）が土地改良区に対して行う施設・財務管理強化、換地業務指導、研修・人材育成等の指導・支援事業等に要する経費に対して助成する。			
	<p>(1) 令和8年度事業計画</p> <p>①施設・財務管理強化対策事業</p> <p>ア 管理運営体制強化委員会（1回開催）</p> <p>イ 土地改良施設の診断・管理指導等（110地区程度）</p> <p>ウ 財務管理強化相談業務（15日程度）</p> <p>②受益農地管理強化対策事業</p> <p>ア 受益農地管理強化委員会（1回開催）</p> <p>イ 換地選定手法指導（6地区）</p> <p>③研修・人材育成事業</p> <p>ア 換地等技術向上研修（1回開催）</p> <p>イ 技術実践向上研修（1回開催）</p> <p>ウ 男女共同参画推進業務（65団体）</p> <p>(2) 負担区分 国50%、県50%（③の一部 土地連50%）</p>			
実施内容	2 土地改良区統合整備促進事業 3,061千円（◎1,500千円、⊖1,561千円）			
	<p>(1) 土地改良区統合整備促進事業費補助金 土地改良区の合併計画樹立や合併による業務運営合理化等に要する経費に対して助成する。</p> <p>①採択基準</p> <p>ア 合併後の地区面積が一定規模以上であること（Ⅰ型地区3,000ha、Ⅱ型地区1,000ha、Ⅲ型300ha以上）</p> <p>イ 市町村との連携強化、事業の計画的推進、維持管理の合理化、経費節減が図られる地区</p> <p>ウ 土地改良区統合整備基本計画において整備方向が位置付けられている地区</p> <p>②令和8年度実施計画 Ⅱ型地区 秋田市地区（継続） ※Ⅰ・Ⅲ型地区は該当なし</p> <p>(2) 普及啓発費 土地改良区統合整備促進の方策検討・普及推進に向けた秋田県土地改良区統合整備検討委員会（年1回）を開催する。</p>			
実施内容	3 農業水利管理体制強化支援事業 12,107千円（◎11,060千円、⊖1,047千円）			
	<p>(1) 土地改良区区域拡大支援事業 区域外の安定した農業用水の確保や災害時の体制強化を図るため、新たに区域を拡大した土地改良区に対し、初期の事務的経費の増嵩に相当する経費に対して助成する。</p> <p>①補助対象 事務的経費の増嵩分相当額（編入面積別単価による）</p> <p>②実施計画 3地区（編入面積 248.1ha）を予定</p> <p>③負担区分 県50%、市町村50%</p> <p>(2) 農業生産基盤保全計画等策定事業 土地改良区が行う農業生産基盤の保全及び土地改良区の運営基盤強化に関する調査・計画策定や土地連が土地改良区を対象に実施する経営診断・改善指導に必要な経費に対して助成する。</p> <p>①令和8年度実施計画 6地区（継続2、新規4）</p> <p>②負担区分 国定額</p>			

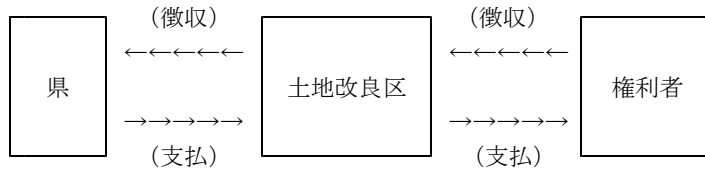
事業名	農用地等集団化事業			担当	土地改良指導チーム																																																																																														
事業年度	昭和47～	事業主体	市町村、土地改良区等		当初予算額	20,711千円																																																																																													
事業目的	土地の権利関係に係る調査、換地に係る合意形成の促進や地域の農用地利用計画確立の支援により、土地改良事業の換地計画の樹立、換地処分を円滑に行う。			財源内訳	国庫	9,437千円																																																																																													
					一般	11,274千円																																																																																													
実施内容	1 事業の内訳																																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必須業務</th> <th>選択業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区内農地等状況調査</td> <td>農用地集団化促進基本計画作成</td> </tr> <tr> <td>合意形成促進</td> <td>従前地面積測定</td> </tr> <tr> <td>地区内アンケート調査</td> <td>財産管理制度活用</td> </tr> <tr> <td>地域営農構想作成</td> <td>地区内ゾーン設定調整</td> </tr> <tr> <td>換地設計基準作成</td> <td>経営体育成方針作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td>創設農用地・増歩換地調整</td> </tr> </tbody> </table>		必須業務	選択業務	地区内農地等状況調査	農用地集団化促進基本計画作成	合意形成促進	従前地面積測定	地区内アンケート調査	財産管理制度活用	地域営農構想作成	地区内ゾーン設定調整	換地設計基準作成	経営体育成方針作成		創設農用地・増歩換地調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>非農用地換地関係調整</th> <th>交換分合基準含み換地調整</th> <th>換地計画素案作成</th> <th>経営体育成換地調整</th> <th>公図等転写連続図作成</th> <th>権利者確認調査（追跡）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				非農用地換地関係調整	交換分合基準含み換地調整	換地計画素案作成	経営体育成換地調整	公図等転写連続図作成	権利者確認調査（追跡）																																																																									
必須業務	選択業務																																																																																																		
地区内農地等状況調査	農用地集団化促進基本計画作成																																																																																																		
合意形成促進	従前地面積測定																																																																																																		
地区内アンケート調査	財産管理制度活用																																																																																																		
地域営農構想作成	地区内ゾーン設定調整																																																																																																		
換地設計基準作成	経営体育成方針作成																																																																																																		
	創設農用地・増歩換地調整																																																																																																		
非農用地換地関係調整	交換分合基準含み換地調整	換地計画素案作成	経営体育成換地調整	公図等転写連続図作成	権利者確認調査（追跡）																																																																																														
2 令和8年度実施計画																																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">事業量 (ha)</th> <th rowspan="2">事業費 (千円)</th> <th colspan="3">内訳</th> <th rowspan="2">採択予定年度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>県費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葛原</td> <td>大館市</td> <td>142.9</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>R11</td> <td>6法指定</td> </tr> <tr> <td>佐曾田堂村</td> <td>仙北市</td> <td>31.0</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>750</td> <td>750</td> <td>R11</td> <td>6法指定</td> </tr> <tr> <td>柴内</td> <td>鹿角市</td> <td>90.1</td> <td>7,900</td> <td>-</td> <td>3,950</td> <td>3,950</td> <td>R11</td> <td>6法指定</td> </tr> <tr> <td>河辺南部</td> <td>秋田市</td> <td>110.0</td> <td>9,100</td> <td>-</td> <td>4,550</td> <td>4,550</td> <td>R11</td> <td>5法指定</td> </tr> <tr> <td>長戸呂</td> <td>仙北市</td> <td>14.7</td> <td>1,200</td> <td>-</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>R11</td> <td>6法指定</td> </tr> <tr> <td>上北手北西部</td> <td>秋田市土地改良区</td> <td>32.5</td> <td>1,600</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>600</td> <td>R10</td> <td>5法指定</td> </tr> <tr> <td>第二暁・雨池</td> <td>美郷町</td> <td>58.0</td> <td>3,100</td> <td>1,937</td> <td>-</td> <td>1,163</td> <td>R10</td> <td>6法指定</td> </tr> <tr> <td>間瀬川</td> <td>鹿角市</td> <td>200.0</td> <td>10,400</td> <td>6,500</td> <td>-</td> <td>3,900</td> <td>R10</td> <td>6法指定</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8地区</td> <td>679.2</td> <td>35,800</td> <td>9,437</td> <td>10,350</td> <td>16,013</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							地区名	事業主体	事業量 (ha)	事業費 (千円)	内訳			採択予定年度	備考	国費	県費	地元	葛原	大館市	142.9	1,000	-	500	500	R11	6法指定	佐曾田堂村	仙北市	31.0	1,500	-	750	750	R11	6法指定	柴内	鹿角市	90.1	7,900	-	3,950	3,950	R11	6法指定	河辺南部	秋田市	110.0	9,100	-	4,550	4,550	R11	5法指定	長戸呂	仙北市	14.7	1,200	-	600	600	R11	6法指定	上北手北西部	秋田市土地改良区	32.5	1,600	1,000	-	600	R10	5法指定	第二暁・雨池	美郷町	58.0	3,100	1,937	-	1,163	R10	6法指定	間瀬川	鹿角市	200.0	10,400	6,500	-	3,900	R10	6法指定	合計	8地区	679.2	35,800	9,437	10,350	16,013		
地区名	事業主体	事業量 (ha)	事業費 (千円)	内訳							採択予定年度	備考																																																																																							
				国費	県費	地元																																																																																													
葛原	大館市	142.9	1,000	-	500	500	R11	6法指定																																																																																											
佐曾田堂村	仙北市	31.0	1,500	-	750	750	R11	6法指定																																																																																											
柴内	鹿角市	90.1	7,900	-	3,950	3,950	R11	6法指定																																																																																											
河辺南部	秋田市	110.0	9,100	-	4,550	4,550	R11	5法指定																																																																																											
長戸呂	仙北市	14.7	1,200	-	600	600	R11	6法指定																																																																																											
上北手北西部	秋田市土地改良区	32.5	1,600	1,000	-	600	R10	5法指定																																																																																											
第二暁・雨池	美郷町	58.0	3,100	1,937	-	1,163	R10	6法指定																																																																																											
間瀬川	鹿角市	200.0	10,400	6,500	-	3,900	R10	6法指定																																																																																											
合計	8地区	679.2	35,800	9,437	10,350	16,013																																																																																													
※このほか、県単事務費924千円（県100%）																																																																																																			
3 採択基準 換地計画を定める土地改良事業の着手が確実であること。																																																																																																			
4 負担区分 ※（ ）内は、6法指定地域等の場合																																																																																																			
(1) 必須業務のみの場合 競争力 国 50% 地元 50%（ただし、6法指定の場合 国 55% 地元 45%） 機構関連 国 62.5% 地元 37.5%																																																																																																			
(2) 必須業務のほか、「換地計画素案作成」を含む選択業務を実施した場合 競争力 国 50% 県 20% 地元 30%（ただし、6法指定の場合 国 55% 県 20% 地元 25%） 機構関連 国 62.5% 県 20% 地元 17.5%																																																																																																			
(3) 選択業務「公図等転写連続図作成」「権利者確認調査（追跡）」「従前地面積測定」のいずれか又はこれらの組合せを実施した場合 県50%、地元50%																																																																																																			

事業名	換地清算交付金			担当	土地改良指導チーム
事業年度	昭和40～	事業主体	県	当初予算額	81,600 千円
事業目的	換地を伴う県営土地改良事業において、換地処分時に生じる従前地と換地の価額の不均衡を金銭により清算する。			財源	諸収入

実施内容

1 清算金の流れ

土地改良区がある地区の場合、県と土地改良区との間で徴収・支払し、その土地改良区が権利者との間で徴収、支払を行う（土地改良区がない地区の場合は、県が直接権利者との間で徴収・支払を行う）。



※換地清算金とは

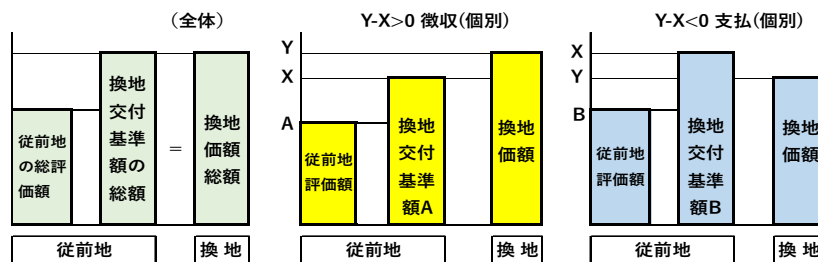
事業により増加した土地の評価額を基準として、個別の換地の価額が当該基準を上回る場合は差額を徴収し、不足する場合は差額を支払う方法により、従前地全体の基準額と換地の価額の総額が同額となるようにやりとりする金銭をいい、この場合、徴収総額と支払総額は同額となる。

$$\text{換地交付基準額} x_i = (\text{換地価額総額} - \text{従前地総評価額}) \times \text{従前地地積} / \text{従前地総地積} + \text{従前地評価額}$$

(換地価額総額=従前地の換地交付基準額の総額)

$$\sum (x_i - \text{換地価額が安い土地}) = \sum (\text{換地価額が高い土地} - x_i)$$

$$\therefore \text{徴収総額} = \text{支払総額}$$



2 令和8年度実施計画

番号	振興局	事業名	地区名	換地区名	換地業務委託先	地区面積 (ha)	徴収		支払	
							金額(円)	人員(人)	金額(円)	人員(人)
1	山本	農地集積加速化基盤整備事業	下田平	全工区	二ツ井町土地改良区	122.3	4,000,000	41	4,000,000	49
2	山本	農地集積加速化基盤整備事業	小掛・鬼神	全工区	二ツ井町土地改良区	31.4	2,000,000	27	2,000,000	43
3	山本	農地集積加速化基盤整備事業	河戸川・浅内	全工区	能代南土地改良区	287.9	5,000,000	131	5,000,000	131
4	山本	農地中間管理機構関係ほ場整備事業	田中野田	全工区	八峰町沼田土地改良区	12.8	300,000	9	300,000	10
5	秋田	農地集積加速化基盤整備事業	大戸百崎	全工区	秋田市上北手小山田土地改良区	26.8	400,000	22	400,000	29
6	秋田	農地集積加速化基盤整備事業	高岳	全工区	戸村土地改良区	105.8	5,000,000	54	5,000,000	81
7	由利	農地集積加速化基盤整備事業	松ヶ崎	全工区	由利本荘市土地改良区	56.4	3,000,000	73	3,000,000	75
8	由利	農地中間管理機構関係ほ場整備事業	小坂戸	全工区	由利本荘市矢島町土地改良区	28.5	900,000	15	900,000	13
9	仙北	農地集積加速化基盤整備事業	内小友西部	全工区	大仙市大曲土地改良区	184.3	6,000,000	87	6,000,000	150
10	仙北	農地集積加速化基盤整備事業	内小友東部	全工区	山城市系土地改良区	230.8	11,000,000	112	11,000,000	164
11	仙北	農地集積加速化基盤整備事業	強首	全工区	大仙市西仙北土地改良区	665.2	14,000,000	209	14,000,000	229
12	平鹿	農地集積加速化基盤整備事業	田ノ植	全工区	秋田県雄物川筋土地改良区	253.2	19,000,000	68	19,000,000	152
13	平鹿	農地集積加速化基盤整備事業	栄東部	全工区	秋田県南旭川水系土地改良区	124.5	11,000,000	126	11,000,000	126
	計		13	13		2,129.9	81,600,000	974	81,600,000	1,252

事業名	土地改良諸費のうち用地整理費			担 当	土地改良指導チーム	
事業年度	—	事業主体	県	当初予算額	291 千円	
事業目的	用地測量及び登記嘱託業務委託により、過年度未登記の所有権移転登記を行う。			財 源 内 訳	一 般	291 千円
実施内容	1 事業内容 過年度未登記の所有権移転登記をするための用地測量及び登記嘱託業務委託					
	2 過年度未登記筆数（R 8 . 3 . 31現在） 2筆（未相続2筆）					
	3 令和8年度実施計画 （1）相続調査 （2）登記嘱託委託（分筆、相続、所有権移転）					

事業名	土地改良諸費のうち土地改良指導管理費			担 当	土地改良指導チーム	
事業年度	昭和24～	事業主体	県	当初予算額	618 千円	
事業目的	県内土地改良区の業務運営に関する検査・指導を行う。また、土地改良施設管理についての関係機関との調整を行う。			財 源 内 訳	一 般	618 千円
実施内容	1 事業内容 （1）県内64土地改良区、1土地改良区連合（R8. 4. 1現在）及び秋田県土地改良事業団体連合会を対象として、土地改良法第132条の規定に基づく検査を定期的実施する（概ね3年に1回）。					
	（2）土地改良区等の指導等についての国との調整・協議を行う。					
	（3）県内土地改良区等への業務運営に関する指導を行う。					
	（4）県内土地改良区等に対し、国有土地改良財産の管理受託に関する指導及び調整を行う。					
2 令和8年度検査対象（計画） 18土地改良区						
3 国有土地改良財産の管理受託者						
地区名	事業名	管 理 受 託 者				
雄物川筋	かん排	横手市 秋田県雄物川筋土地改良区、秋田県南旭川水系土地改良区				
平鹿平野	かん排	秋田県雄物川筋土地改良区				
田沢疏水	かん排	大仙市、美郷町 秋田県田沢疏水土地改良区				
第2田沢	農地開発	秋田県田沢疏水土地改良区				
仙北平野	かん排	秋田県仙北平野土地改良区				
能代	農地開発	秋田県能代地区土地改良区				
八郎潟 (男鹿東部 含む)	干拓	秋田県 三種町、五城目町、井川町、大潟村 大潟土地改良区、新城川土地改良区				

事業名	土地改良施設リスク管理強化対策事業		担当	土地改良指導チーム	
事業年度	平成22～	事業主体	市町村、土地改良区等		
			当初予算額	519 千円	
事業目的	土地改良施設に使用されているコンデンサ等の収集運搬経費及び含有塗膜分析調査の経費等を助成し、人体に有害なPCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれた「PCB廃棄物」について、期限内の適切な処理を促進する。		財源内訳	国庫	519 千円
実施内容	<p>土地改良区等が保管するPCB廃棄物を指定の処理施設へ収集運搬するために必要な経費、又はPCBの含有が疑われる塗膜について分析調査する経費等を助成する。</p> <p>1 補助率 国1／2以内</p> <p>2 令和8年度実施計画 (1) 実施地区 7地区 (2) 対象廃棄物数 56個（低濃度PCB廃棄物） (3) 事業費 1,040千円（うち補助額519千円）</p>				
参考	<p>1 処理機関 (1) 高濃度PCB廃棄物 JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社） （所在地：北海道室蘭市仲町14-7） (2) 低濃度PCB廃棄物 環境大臣が認定する無害化処理認定施設（全国31か所 令和7年3月31日時点） 都道府県知事等が許可する施設（全国2か所 令和7年3月31日時点）</p> <p>2 運搬業者 (1) 高濃度PCB廃棄物 JESCO指定運搬業者（日本通運㈱ ほか27社 令和7年12月1日時点） (2) 低濃度PCB廃棄物 低濃度PCB廃棄物の積卸しを行う区域を管轄する都道府県知事の許可（政令で指定する市にあっては市長の許可）を受けた業者</p> <p>3 処理期限 (1) 高濃度PCB廃棄物 ①変圧器、コンデンサ等 → R4.3.31（処分期間終了） ②安定器、汚染物等 → R5.3.31（処分期間終了） (2) 低濃度PCB廃棄物 R9.3.31</p>				

事業名	担い手育成農地集積事業		担当	土地改良指導チーム
事業年度	平成5～	事業主体	県	当初予算額
				2,312 千円
事業目的	経営体育成基盤整備事業の実施を契機として、一定の担い手集積要件等を満たした地区に対し、県が当該事業の農家負担金の償還利息を助成することで、農家負担の軽減と担い手への農地集積を促進する。		財源内訳	一般
				2,312 千円
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 平成16年度までの採択地区 農家負担金が12%以下の場合は農家負担金の6分の1、12%を超える場合は年度事業費の5%に係る償還利子相当額を助成する。</p> <p>(2) 平成17年度以降の採択地区 農家負担金の6分の1に係る償還利子を助成する。 ※(1)に該当する地区で農家負担金が12%以下の場合及び(2)に該当する地区は、農家負担金の残り6分の5を国から無利子で融資を受けられる(農家負担金軽減支援対策事業)。</p> <p>2 採択基準 国が定める経営体育成促進事業実施要綱に掲げる全ての要件を備え、かつ、下記のいずれかを満たすこと。 (1) 同一の担い手等が経営する2ha以上の連担したほ場面積が、地区の35%以上になること(区画整理型)。 (2) 同一の担い手等が2ha以上の連担農地の団地を形成すること(高度利用型)。</p> <p>3 対象地区 平成5～22年度までに新規採択された地区 ※事業採択地区総数193地区</p> <p>4 交付先 土地改良区等</p> <p>5 令和8年度実施計画 81地区</p>			

事業名	水利施設整備事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和31～	事業主体	県、市町村、土地改良区	当初予算額	2,106,827千円	
事業目的	農業用排水施設の新設・更新・改良により、農業用水の安定的な確保を図るとともに、農業水利施設や小水力発電施設を整備し、施設の管理省力化や多面的機能の発揮を推進する。			財源内訳	分担金	186,120千円
					国庫	1,175,400千円
					諸収入	132,570千円
					県債	551,300千円
				一般	61,437千円	

実施内容 1 小水力発電施設整備事業 10,700千円 (㊦5,500千円、㊧2,000千円、㊨2,800千円、㊩400千円)
 土地改良施設等の維持管理費の節減を図るため、小水力発電施設を整備を実施する。
 (1) 採択基準 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれること
 (2) 事業主体 県
 (3) 負担区分 国50(55) %、県25%、地元25(20) % ※ () 内の補助率は中山間地域の場合。
 (4) 令和8年度実施計画

単位:千円

地区名	関係市町村	工期			総事業費		増減率	R7まで	R8		R9以降	R8実施内容
		着工	完了	経過	採択時	R8時点			当初	計		
[小水力発電施設整備事業]												
雄物川筋十文字	横手市	R6	R9	3	402,000	411,000	102%	17,000	10,000	10,000	384,000	実施設計 1式
計	1地区							17,000	10,000	10,000	384,000	

※計上額は事務費を含む(700千円)

2 県営かんがい排水事業 897,791千円 (㊦176,040千円、㊧439,500千円、㊨254,000千円、㊩28,251千円)
 農業用水の安定供給と適切な排水を行うため、基幹的な農業用排水施設の新設、改良等を実施する。
 (1) 採択基準
 ①一般型 受益面積200ha以上、かつ、末端支配面積100ha以上
 ②農地集積促進型 受益面積 20ha以上、かつ、担い手への農地集積率が一定以上増加すること
 (2) 事業主体 県
 (3) 負担区分
 ①一般型 国50%、県25%、地元25% (蛭野・角間川堰、横手西部、四の堰、沼館)
 ③農地集積促進型 国55%、県27.5%、地元17.5% (大戸川、下堰・三百石堰、八郎潟第一、若松堰)
 (4) 令和8年度実施計画

地区名	関係市町村	工期			総事業費		増減率	R7まで	R8		R9以降	R8実施内容
		着工	完了	経過	採択時	R8時点			当初	計		
[県営かんがい排水事業]												
蛭野・角間川堰	横手市、大仙市	H30	R10	9	1,380,000	2,533,000	184%	2,050,850	120,000	120,000	362,150	排水路工 1式
大戸川	大仙市、横手市	R1	R8	8	2,814,000	3,355,000	119%	3,279,717	50,000	50,000	25,283	用水路工 1式
横手西部	横手市	R3	R10	6	2,000,000	2,512,000	126%	955,638	105,000	105,000	1,451,362	排水路工 1式
四の堰	横手市	R4	R9	5	600,000	791,000	132%	626,000	120,000	120,000	45,000	用水路工 1式
下堰・三百石堰	美郷町、大仙市	R5	R9	4	1,715,000	1,954,000	114%	777,782	190,000	190,000	986,218	用水路工 1式
沼館	横手市	R6	R18	3	2,460,000	2,636,000	107%	155,000	95,000	95,000	2,386,000	用水路工 1式
若松堰	仙北市	R6	R11	3	489,000	523,000	107%	192,000	70,000	70,000	261,000	用水路工 1式
八郎潟第一	大潟村	R6	R11	3	930,000	981,000	105%	169,570	89,091	89,091	722,339	用水路工 1式
計	8地区							8,206,557	839,091	839,091	6,239,352	

※計上額は事務費を含む(58,700千円)

3 基幹水利施設ストックマネジメント事業 739,300千円 (㊦10,080千円、㊧357,400千円、㊨130,570千円、㊩217,100千円、㊪24,150千円)
 受益面積が20ha以上の国営・県営土地改良造成施設において、機能保全計画に基づく保全対策工事を実施する。
 (1) 採択基準
 ①共通事項
 ア 国営、県営土地改良事業による基幹的施設で総事業費2,000万円以上
 イ 既存施設を有効活用し、かつ施設の機能向上を主な目的としないこと
 ②末端支配面積
 県営法律補助の場合100ha以上、県営予算補助の場合20ha以上であること
 (2) 事業主体 県

(3) 負担区分

①令和2年度以前の採択地区 国50(55)% 県25% 地元25(20)%

②令和3年度以降の採択地区 国50(55)% 県29% 地元21(16)%

※()内は、水利施設等保全高度化事業(農地集積促進型)、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用した場合の中山間地域の補助率

(4) 令和8年度実施計画

単位:千円

地区名	関係市町村	工期			総事業費		増減率	R7まで	R8		R9以降	R8実施内容
		着工	完了	経過	採択時	R8時点			当初	計		
[基幹水利施設ストックマネジメント事業]												
松倉堰1期	大仙市	R1	R9	7	850,000	1,026,000	121%	723,001	76,000	76,000	226,999	用水路工 1式
松倉堰2期	大仙市	R2	R9	6	600,000	745,000	124%	432,000	110,000	110,000	203,000	排水路工 1式
八郎潟2	大潟村ほか	R4	R9	5	809,000	831,000	103%	438,060	230,000	230,000	162,940	排水機場 1式
末広堰	鹿角市	R6	R9	3	203,000	217,000	107%	71,000	50,000	50,000	96,000	実施設計 1式
八郎潟4	大潟村	R6	R9	2	880,000	925,000	105%	249,210	10,000	10,000	665,790	排水機場 1式
南外ダム	大仙市	R6	R8	3	185,000	199,000	108%	175,000	24,000	24,000	24,000	ダム管理施設 1式
八柏堰	横手市	R6	R11	3	314,000	334,000	106%	93,000	90,000	90,000	151,000	用水路工 1式
成合	能代市	R7	R10	2	271,000	279,000	103%	9,000	18,000	18,000	252,000	成合揚水機場
大森	横手市	R7	R10	2	114,000	116,000	102%	10,000	10,000	10,000	96,000	大森揚水機
織埋	大仙市	R7	R10	2	176,000	178,000	101%	23,000	1,000	1,000	154,000	織埋頭首工
大館石神	大館市	R8	R13	1	360,000	360,000	100%		25,000	25,000	335,000	石神頭首工
高倉	大仙市	R8	R15	1	178,000	178,000	100%		20,000	20,000	158,000	高倉頭首工
山田	湯沢市	R8	R12	1	120,000	120,000	100%		13,000	13,000	107,000	山田頭首工
湯沢南部1期	湯沢市	R8	R12	1	92,000	92,000	100%		14,000	14,000	78,000	湯沢南部第1揚水機
計	14地区				5,152,000	5,600,000		2,223,271	691,000	691,000	2,685,729	

※計上額は事務費を含む(48,300千円)

4 団体営農業水路等長寿命化事業

459,036千円(◎373,000千円、◎77,400千円、○8,636千円)

農業水利施設の長寿命化対策、水管理や維持管理の省力化への取組、災害リスクに対応するための防災減災対策に係る取組を支援する。

(1) 事業内容

①機能保全計画策定事業

水利施設整備事業と併せて行う農業用排水路等に関する機能保全計画の策定(機能保全計画策定に必要な機能診断を含む)

②水利施設整備事業

ア 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更

イ アと一体的に行う給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備

(2) 採択基準

①機能保全計画策定事業

ア 国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること

イ 策定した機能保全計画に基づき、水利施設整備事業を行うこと

②水利施設整備事業

ア 国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること

イ 機能保全計画に基づいた施設整備であること

(3) 事業主体 市町村、土地改良区

(4) 負担区分

事業区分	実施主体	国	県	市町村	地元
機能保全計画策定事業	市町村、土地改良区	100	-	-	-
水利施設整備事業	市町村が実施主体の場合	50(55)	14	21	15(10)
	土地改良区が実施主体の場合	50(55)	14	13	23(18)

(5) 令和8年度実施計画

01 機能保全計画策定事業

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R8		R8実施内容
		着工	完了		当初	計	
[機能保全計画策定事業]							
山田五ヶ村	湯沢市	R8	R8	10,000	10,000	10,000	機能保全計画1式
若美北部	男鹿市	R8	R8	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
大戸川3期	大仙市	R8	R8	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
寺沢	湯沢市	R8	R8	5,000	5,000	5,000	機能保全計画1式
大潟長寿11期	大潟村	R8	R8	10,000	10,000	10,000	機能保全計画1式
計	5地区			35,000	35,000	35,000	

02 水利施設整備事業

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R7まで	R8		R9以降	R8実施内容
		着工	完了			当初	計		
[水利施設整備事業]									
中泊	湯沢市	R5	R8	43,000	37,000	6,000	6,000		揚水機 1式
西馬音内	羽後町	R5	R8	40,000	30,000	10,000	10,000		揚水機 1式
鳥屋下	三種町	R6	R8	42,280	28,580	1,000	1,000	12,700	水門 1式
安戸六	三種町	R6	R8	79,060	65,560	13,500	13,500		揚水機 1式
泉八日	三種町	R6	R8	38,000	29,920	1,000	1,000	7,080	水管橋 1式
乱橋第1	潟上市	R6	R8	57,000	27,000	30,000	30,000		揚水機 1式
荒処	横手市	R6	R8	65,000	10,640	52,560	52,560	1,800	用水路工 1式
楡田	秋田市	R6	R8	24,760	17,620	7,140	7,140		排水路工 1式
大潟長寿	大潟村	R6	R8	75,000	50,000	25,000	25,000		横断工 1式
町下	五城目町	R6	R8	50,900	40,900	10,000	10,000		揚水機 1式
柏木	横手市	R6	R8	24,100	5,100	19,000	19,000		揚水機 1式
下境	横手市	R6	R8	55,500	30,000	25,500	25,500		用水路工 1式
田代仙道	羽後町	R6	R8	100,000	35,000	35,000	35,000	30,000	揚水機 1式
駒形黒沢	湯沢市	R6	R8	37,300	23,300	14,000	14,000		用水路工 1式
鶴形	能代市	R7	R9	68,286	20,240	48,046	48,046		揚水機 1式
大川稗田尻	五城目町	R7	R8	26,100	5,600	20,100	20,100	400	揚水機 1式
大川潟端	五城目町	R7	R8	54,200	5,500	48,200	48,200	500	揚水機 1式
三の堰	横手市	R7	R9	57,475	7,700	13,000	13,000	36,775	用水路工 1式
羽竜	湯沢市	R7	R9	22,000	12,000	10,000	10,000		排水路工 1式
仙道	湯沢市	R7	R9	12,000	3,000	6,000	6,000	3,000	排水路工 1式
向野	秋田市	R7	R9	128,600	8,600	120,000	120,000		揚水機 1式
大戸川2期	大仙市	R8	R10	500,000		50,000	50,000	450,000	用水路工 1式
真崎堰頭首工	五城目町	R8	R10	57,000		7,000	7,000	50,000	実施設計 1式
沖田	潟上市	R8	R10	64,000		5,000	5,000	59,000	実施設計 1式
相川第一揚水機	秋田市	R8	R9	80,000		7,000	7,000	73,000	実施設計 1式
横手東部	横手市	R8	R10	190,000		8,500	8,500	181,500	実施設計 1式
仙北平野	大仙市他	R8	R8	22,000		22,000	22,000		情報通信
計	27地区			2,013,561	246,940	614,546	614,546	905,755	

※計上額は国庫及び県補助額のみ（事業費649,546千円、地元負担190,510千円）

事業名	水利施設管理事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和52～	事業主体	県、市町村	当初予算額	859,052千円	
事業目的	国営土地改良事業で造成された施設の管理体制を整備し、安定した農業用水の確保に向けた施設の維持管理や長寿命化、適切な用排水管理を推進する。			財源	分担金	179,655千円
				内訳	国庫	386,085千円
					諸収入	960千円
					一般	292,352千円
実施内容	1 八郎潟干拓基幹施設維持管理事業				642,000千円（◎179,655千円、◎240,000千円、◎960千円、◎221,385千円）	
	国営八郎潟干拓事業で造成された農用地に農業用水を供給し、中央干拓地からの排水を行うことにより、農業経営と大潟村の民政安定を図るため、基幹的な造成施設の維持管理を行う。					
	(1) 対象施設 国から県に管理委託された次の施設について、維持管理及び整備補修を実施					
	防潮水門	洪水吐ゲート12門 放流ゲート2門 開門2門 ほか	方口排水機場	φ1,500mm × 710kW × 1台 φ1,000mm × 270kW × 2台		
	南部排水機場	φ2,200mm × 380kW × 1台 φ2,200mm × 1,450kW × 2台 φ1,800mm × 970kW × 2台	浜口機場	φ1,200mm × 120kW × 2台		
	北部排水機場	φ2,200mm × 1,460kW × 2台 φ1,800mm × 980kW × 2台	幹線排水路	L=22,570m		
	(2) 実施主体 県					
	(3) 負担区分 国40%、県30%、地元30%					
	(4) 令和8年度実施計画 防潮水門、南部排水機場、北部排水機場、方口排水機場、浜口機場、幹線排水路の維持管理 ※事務費含む(42,000千円)					
	2 基幹水利施設管理事業				915千円（◎827千円、◎88千円）	
国営土地改良事業で造成された基幹水利施設について、施設機能を適切に保全するため、公共性・公益性の高い施設を管理する市町村を支援する。						
(1) 採択基準						
①基幹水利施設（ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門）であって次の条件を全て満たす施設 （これと一体的に管理する必要のある施設）						
ア 国から管理委託されたもの						
イ 受益面積が1,000ha以上のもの						
ウ 非農地率がおおむね10%以上のもの						
エ それぞれの施設において一定規模等の要件に該当するもの						
②頭首工においては次の要件のすべてに該当するもの						
ア 設計洪水量が300m ³ /s以上						
イ ゲートを1門以上を有するもの						
ウ 最大取水量が1.0m ³ /s以上のもの						
(2) 実施主体 横手市						
(3) 負担区分 国30%、県1%、地元69%						
(4) 令和8年度実施計画 旭川地区 新一の堰頭首工						
(5) 事業費 2,818千円（うち、国・県負担分855千円、事務費60千円を計上）						
3 水利施設管理強化事業				216,137千円（◎145,258千円、◎70,879千円）		
(1) 実施内容						
①一般型 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区に対して、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化に対応した水利施設の管理強化を図るため、費用を補助する。						
②連携管理保全型 国営造成施設等を管理する土地改良区に対して、費用を補助する。						
③特別型（渇水・高温対策） 気候変動等により農業水利施設の維持管理費が増加し、施設管理者の負担が増加しているため、渇水・高温対策のための用水対策に要する費用を補助する。						
④包括的民間委託推進型 国営造成施設等において、複数の施設の管理業務、単一の施設に複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託に取り組む施設管理者に対して、費用を補助する。						

(2) 事業内容

①一般型

- ア 多面的機能の発揮に対応した費用（管理強化計画に位置づけられた土地改良区等管理施設）
- イ 治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用（管理強化計画に位置づけられた土地改良区等管理施設のうち防災減災機能を有する施設）
- ウ 整備補修費用（管理強化計画に位置づけられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用）

②連携管理保全型

- ア 施設の管理に要する費用（連携管理保全計画に位置づけられた土地改良区等管理施設）
- イ 整備補修費用（連携管理保全計画に位置づけられた土地改良区等管理施設）

③特別型（渇水・高温対策）

- ア 管理体制の構築等に係る取組に要する費用
- イ 渇水・高温対策に要する費用

④包括的民間委託推進型

- ア 調査、契約書類の作成等に要する費用
- イ 包括的民間委託に係る費用

(3) 支援対象

①一般型

施設管理に関わる直接的経費のうち、多面的機能の発揮に相当する費用（防災減災機能を有する施設は42.8%、それ以外の施設は37.5%を乗じた額）

②連携管理保全型

施設管理に関わる費用

③特別型（渇水・高温対策）

揚水施設の設置・撤去、揚水機の借上・購入、揚水機運転の燃料費等の費用

④包括的民間委託推進型

複数の施設の管理業務、単一の施設に複数の管理業務等の包括的な民間事業者への委託に取り組む費用

(4) 事業主体

- ①一般型、連携管理保全型、包括的民間委託推進型：県
- ②特別型（渇水・高温対策）：市町村

(5) 負担区分

- ①一般型：国50%、県25%、市町村25%
- ②連携管理保全型：国25%、県12.5%、市町村12.5%、地元50.0%
- ③特別型（渇水・高温対策）：国50%、市町村等50%
- ④包括的民間委託推進型：国100%

(6) 令和8年度実施計画

単位：千円

地区名	土地改良区	市町村	事業費	地方事務費	合計
【一般型】					
能代	秋田県能代地区	能代市,三種町,八峰町	11,204	474	11,678
大湯	大湯	大湯村	64,000	2,707	66,707
三種町鶴川	三種	三種町	6,784	287	7,071
琴丘地先干拓	琴丘	三種町	4,434	188	4,622
仙北平野	秋田県仙北平野	大仙市,仙北市,美郷町	56,800	2,402	59,202
田沢疏水	秋田県田沢疏水	大仙市,仙北市,美郷町	14,884	629	15,513
雄物川筋	秋田県雄物川筋	横手市,湯沢市,大仙市	30,000	1,269	31,269
井川	井川町	井川町,玉城町,湯上市	5,986	253	6,239
天王	湯上市天王	湯上市	10,000	423	10,423
新城川	新城川	湯上市	6,426	272	6,698
飯田川	飯田川	湯上市	4,000	169	4,169
昭和	昭和	湯上市	2,500	106	2,606
八西	八郎湯西部干拓地区	男鹿市	4,600	195	4,795
八郎湯	八郎湯	八郎湯町	3,354	142	3,496
小 計	14地区		224,972	9,515	234,487
【連携管理保全型】					
旭川水系	秋田県南旭川水系	横手市,大仙市,美郷町	17,090	723	17,813
小 計	1地区		17,090	723	17,813
【特別型】(渇水・高温対策)					
小 計		全県	50,000	2,115	52,115
【包括的民間委託推進型】					
大湯	大湯	大湯村	3,500	148	3,648
小 計	1地区		3,500	148	3,648
合 計	16地区		295,562	12,500	308,062
県予算			203,637	12,500	216,137
国費			145,258		145,258
県費			58,379	12,500	70,879

事業名	基幹水利施設技術管理強化特別指導事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和61～	事業主体	土地改良事業団体連合会	当初予算額	7,000 千円	
事業目的	土地改良施設の日常管理や機能診断、機能保全計画策定等に関する管理技術について、現地での指導等により、施設管理者の技術向上やリスク管理技術等の習得を図り、施設の長寿命化を推進する。			財源内訳	国庫	3,500 千円
					一般	3,500 千円
実施内容	1 採択基準 国又は県営土地改良事業等で造成され、土地改良区が管理している基幹的水利施設で、公共性、受益面積、施設規模及び施設の操作難易度等に応じて算出された評点が5点以上の施設。					
	2 対象施設 264施設（ダム73、頭首工45、排水機場16、揚水機130）					
	3 負担区分 国50%、県50%					
	4 令和8年度実施計画 （1）対象施設 7施設 ①ダム 潟尻第1ダム（美郷町） ①頭首工 成瀬頭首工（横手市）、新上堰頭首工（横手市）、滝沢頭首工（由利本荘市）、立花頭首工（大館市） ②揚水機 綴子西揚水機（北秋田市）、福部羅揚水機（大仙市）					

事業名	防災ダム維持管理費			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和51～	事業主体	市町村	当初予算額	16,370 千円	
事業目的	市町村に管理委託している農地防災ダムについて、公共的効果（被害減少額）に係る割合の維持管理費を負担する。			財源内訳	一般	16,370 千円
実施内容	1 令和8年度計画					
	（1）芋川地区					
	①委託先 由利本荘市					
	②委託年月日 昭和47年7月1日（鬼ヶ台ダム）、昭和51年4月7日（小羽広ダム）					
	③委託対象 鬼ヶ台ダム、小羽広ダム					
	④委託内容 ダムの見回り、各操作機器の操作・保守点検及び災害防止に関する業務等					
	⑤委託費 8,432千円					
	⑥負担区分 県38.4%、市61.6%					
	（2）南外地区					
	①委託先 大仙市					
②委託年月日 昭和53年4月1日						
③委託対象 南外ダム						
④委託内容 ダムの見回り、各操作機器の操作・保守点検及び災害防止に関する業務等						
⑤委託費 7,936千円						
⑥負担区分 南外地区 県41.9%、市58.1%						
（3）使用料						
水沢ダム光ケーブル共架使用料 2千円						

事業名	土地改良施設維持管理適正化事業			担当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和52～	事業主体	土地改良区、市町村	当初予算額	45,000 千円	
事業目的	土地改良施設の補修・整備のための資金を拠出し、土地改良区等が行う定期的な整備補修に対する取組を支援し、土地改良施設の機能保持及び耐用年数の確保を図る。			財源	一般	45,000 千円
				内		
				訳		
実施内容	1 採択基準					
	(1) おおむね5年単位で土地改良施設の整備補修が行われるもの					
	(2) 団体営規模以上の事業により造成された施設の整備補修であること					
	(3) 1地区当たりの事業費が200万円以上であること ※台風、落雷等の自然災害や予測できない事故等により緊急に整備補修が必要となった場合に、単年度の拠出によって事業を実施可能。					
2 負担区分						
(1) 施設整備補修 国30%、県30%、地元40% ※施設整備補修：事業主体は拠出金として30%を負担し、事業実施時に10%を負担。 事業実施主体と国・県がそれぞれ3/10の額を5年間均等で全国土地改良事業団体連合会に拠出して資金を造成し、事業実施年度に事業費の9/10の額の交付を受ける。						
(2) 防災減災機能等強化対策 国50%、県20%、地元30% ※防災減災機能等強化対策：事業主体が拠出金として30%を負担。 国50%、県20%の額を5年間均等で全国土地改良事業団体連合会に拠出して資金を造成。						
3 令和8年度実施計画						
(1) 施設整備補修						
単位：千円						
期別区分	総事業費 ①	団体数	地区数	事業費 ②=①/5年	資金造成額 ③=②×90%	県拠出金 ④=②×30%
	(R4～R8)					
46期	150,000	10	15	30,000	27,000	9,000
	(R5～R9)					
47期	140,000	13	21	28,000	25,200	8,400
	(R6～R10)					
48期	140,000	16	18	28,000	25,200	8,400
	(R7～R11)					
49期	136,000	10	15	27,200	24,480	8,160
	(R8～R12)					
50期	140,000	10	16	28,000	25,200	8,400
計	706,000	59	85	141,200	127,080	42,360
(2) 防災減災機能等強化対策						
単位：千円						
期別区分	総事業費 ①	団体数	地区数	事業費 ②=①/5年	資金造成額 ③=②×80%	県拠出金 ④=②×20%
	(R5～R9)					
47期	15,000	1	1	3,000	2,700	600
	(R6～R10)					
48期	15,000	1	1	3,000	2,700	600
	(R7～R11)					
49期	21,000	1	1	4,200	3,780	840
	(R8～R12)					
50期	15,000	1	1	3,000	2,700	600
計	66,000	4	4	13,200	11,880	2,640
4 実施（加入）状況						
単位：件・千円						
令和7年度まで		令和8年度計画				
加入地区数	総事業費	加入地区数	総事業費			
1,186	9,673,110	17	155,000			

事業名	農村地域防災減災事業			担 当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区	当初予算額	3,771,985 千円	
事業目的	老朽ため池や農業用排水施設の補強工事、地すべり防止区域における調査や対策工事を行い、農地の災害を未然に防止し、総合的な防災・減災対策を推進する。			財源	分担金	222,405 千円
				内 訳	国 庫	2,065,289 千円
					諸収入	6,000 千円
					県 債	1,331,800 千円
					一 般	146,491 千円

実施内容 1 ため池等整備事業
 3,684,199千円(㊦222,405千円、㊧2,033,189千円、㊨6,000千円、㊩1,280,200千円、㊪142,405千円)
 老朽ため池及び用排水施設(頭首工、用排水路)の補強工事や、土砂崩落防止のための用水路補強工事を行い、農地の災害を未然に防止するほか、既存のため池の耐震性調査や劣化状況評価、ため池水位計設置など、総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。

(1) 事業内容

- ①ため池 築造後の自然的・社会的状況等の変化への対応や人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害が発生するおそれのあるため池(災害発生防止等が必要なため池)を整備する。
- ②用排水施設 築造後の自然的・社会的状況等の変化により早急に整備を要する頭首工、樋門、揚排水機場若しくは水路等を整備する。
- ③湛水防除 立地条件の変化による湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として、過去に応急の湛水防除事業が実施された地域)で、これを防止するために排水施設を整備する。
- ④河川工作物 構造が不相当又は不十分のため、前後一連の区間に比較して治水機能が劣っている河川
 応 急 対 策 工作物について、対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、工事実施を必要とするものを整備する。
- ⑤耐震性調査 農業用ため池の耐震性調査及び劣化状況評価を実施する。
- ⑥団 体 営 ため池水位計の設置、廃止工事等を支援する。

(2) 採択基準 ※()は6法指定地域等に適用

区分	県 営										団体営		
	ため池			用排水施設		湛水防除		河川工作物応急対策		耐震性調査		利活用環境整備	
	大規模	中規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模			ため池	用排水施設
受益面積	(70) 100ha以上	(20) 40ha以上	(5) 10ha以上	(200) 400ha以上	(50) 100ha以上	400ha以上	30ha以上	河川応事業基準に合致するもの		1)ハザードマップ作成 防災受益面積7ha以上又は農外想定被害が4,000万円以上、かつ受益面積2ha以上 2)耐震性調査 防災受益面積7ha以上、かつ受益面積2ha以上、農外想定被害が3億円以上		2ha以上	20ha以上
総事業費	80百万円以上		8百万円以上		80百万円以上	8百万円以上	5億円以上	50百万円以上	1億円以上	50百万円以上	-		

(3) 負担区分 ※()は6法指定地域等に適用

単位: %

区分	ため池			用排水施設		湛水防除		河川工作物応急対策		耐震性調査	利活用環境整備		
	大規模	中規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模	大規模	小規模		ため池	用排水施設 市町村 土地改良区等	
国 費	55	50(55)	50(55)	55	50(55)	55	50(55)	55	50(55)	100	50(55)	50(55)	50(55)
県 費	35	40	35	28	33	-	40	37	42	-	15	1	15
地 元	10	10(5)	15(10)	17	17(12)	-	10(5)	8	8(3)	-	35(30)	49(44)	35(30)

(4) 令和8年度実施計画

単位: 千円

区分	事業名	地区数	全 体	R8年度計画
県 営	た め 池	20	12,226,000	1,432,708
	用 排 水 施 設	6	8,803,000	487,968
	湛 水 防 除	7	13,209,000	1,299,656
	河 川 応 急 対 策	7	2,348,000	189,466
	震 災 対 策	4	334,000	187,151
団体営		12	313,675	87,250
	計	56	37,233,675	3,684,199

(5) 令和8年度地区別事業費

(1) ため池等整備事業

R8事務費計 206,000

単位:千円

地区名	関係市町村	関係団体	工期		総事業費	R8			R9以降	R8実施内容
			着工	完了		R7まで	R8当初	計		
合計	56地区				37,233,675	18,938,128	3,684,199	3,684,199	14,817,348	
県営計	44地区				36,920,000	18,915,228	3,596,949	3,596,949	14,613,823	
[ため池]	20地区				12,226,000	5,765,800	1,432,708	1,432,708	5,114,200	
柄沢	大館市	大館市	H30	R10	825,000	500,300	130,000	130,000	194,700	堤体工1式
中池	大館市	大館市	H30	R9	663,000	573,100	57,000	57,000	32,900	堤体付帯工1式
郷具	由利本荘市	由利本荘市	R1補	R10	722,000	584,000	55,000	55,000	83,000	堤体工1式
滝ノ沢	由利本荘市	由利本荘市	R1補	R8	747,000	641,000	20,000	20,000	86,000	法面保護工1式
大堤	大館市	大館市	R1補	R9	424,000	336,000	68,000	68,000	20,000	堤体工1式
黒瀬沢	秋田市	雄和中央	R3	R10	992,000	853,000	34,000	34,000	105,000	堤体基礎改良1式
長谷地2号	にかほ市	—	R3	R8	375,000	317,000	7,000	7,000	51,000	堤体付帯工1式
家の後	大館市	曲田水利組合	R5	R10	479,000	208,000	196,000	196,000	75,000	堤体工1式
堂ヶ岱大堤	北秋田市	北秋田市	R5	R9	280,000	94,400	80,000	80,000	105,600	洪水吐工1式
山谷沢見第3	三種町	大堤水利組合	R5	R10	519,000	344,000	100,000	100,000	75,000	堤体工1式
五郎谷地第一	秋田市	五郎谷地水利組合	R5	R9	364,000	253,000	83,000	83,000	28,000	法面保護工1式
内小女中沢	大仙市	大仙市大曲	R5	R11	437,000	155,000	21,000	21,000	261,000	下流水路工1式
金沢4	美郷町	秋田県仙南	R5	R10	507,000	255,000	20,000	20,000	232,000	堤体工1式
比内五日市	大館市	大館市	R6	R12	480,000	50,000	20,000	20,000	410,000	工事用道路工1式
延命寺	男鹿市	男鹿市	R6	R10	877,000	212,000	127,000	127,000	538,000	堤体工1式
内小女明通	大仙市	大仙市大曲	R6	R11	745,000	210,000	144,000	144,000	391,000	堤体工1式
金沢9	美郷町・横手市	秋田県仙南	R6	R13	1,039,000	133,000	50,000	50,000	856,000	堤体工、洪水吐工1式
能代小繋沢	能代市	二ツ井町	R7	R13	956,000	41,000	55,000	55,000	860,000	測量設計1式
赤平堤	秋田市	赤平水利組合	R7	R12	195,000	6,000	34,000	34,000	155,000	測量設計1式
(新) 頭堤	大館市	大館市	R8	R15	600,000	0	45,000	45,000	555,000	測量設計1式
事務費							86,708	86,708		
[用排水]	6地区				8,803,000	5,596,648	487,968	487,968	2,747,554	
花輪大堰	鹿角市	—	H29	R11	2,055,000	942,537	36,000	36,000	1,076,463	水路工1式(70ヶ含む)
大屋沼寺内	横手市	秋田県雄物川筋	H30	R9	2,491,000	2,307,202	118,798	118,798	65,000	水路工1式
真崎堰	湯上市、五城目町、井川町	馬場目川水系	R2	R10	1,471,000	812,929	130,000	130,000	528,071	水路工1式
市川堰3期	能代市・藤里町	二ツ井白神	R3	R10	1,971,000	1,389,980	130,000	130,000	451,020	水路トンネル工1式
宗谷堰3期	大仙市	秋田県協和	R4	R10	245,000	144,000	6,000	6,000	95,000	水路付帯工1式
(新) 赤沼	三種町	三種町	R8	R15	570,000	0	38,000	38,000	532,000	測量設計1式
事務費							29,170	29,170		
[湛水防除]	7地区				13,209,000	6,056,931	1,299,656	1,299,656	5,931,069	
天王東	湯上市	湯上市天王	R1	R9	2,500,000	2,303,000	130,000	130,000	67,000	排水機場工1式
浜井川	湯上市・井川町	井川町	R1	R9	1,851,000	1,540,000	100,000	100,000	211,000	排水機場工1式
今戸	井川町・五城目町	井川町	R2	R10	2,015,000	1,182,000	500,000	500,000	333,000	排水機場工1式
久米岡	三種町	三種町	R3	R11	2,001,000	310,551	20,000	20,000	1,670,449	排水機場工1式
八西第一	男鹿市	男鹿市	R5	R11	1,951,000	289,180	375,000	375,000	1,286,820	排水機場工1式
嶋田新田	羽後町	湯沢雄勝	R5	R12	820,000	214,000	71,000	71,000	535,000	排水機場工1式
富岡	三種町	三種町	R6	R13	2,071,000	218,200	25,000	25,000	1,827,800	排水機場工1式
事務費							78,656	78,656		
[河川応対]	7地区				2,348,000	1,349,000	189,466	189,466	821,000	
猿田川	秋田市	秋田市上北手猿田	R3	R9	472,000	446,000	14,000	14,000	12,000	頭首工1式
保多野	秋田市	秋田市上新城	R4	R9	245,000	221,000	20,000	20,000	4,000	頭首工1式
石神	秋田市	秋田市孫左衛門橋	R4	R9	282,000	132,000	70,000	70,000	80,000	頭首工1式
十和田南	鹿角市	かづの	R5	R10	549,000	317,000	20,000	20,000	212,000	頭首工1式
向田	大館市	大館市	R5	R9	443,000	61,000	10,000	10,000	372,000	頭首工1式
上野堰	湯沢市	湯沢雄勝	R5	R10	285,000	109,000	40,000	40,000	136,000	頭首工1式
松岡	羽後町・湯沢市	湯沢雄勝	R6	R8	72,000	63,000	4,000	4,000	5,000	頭首工1式
事務費							11,466	11,466		
[耐震性調査]	4地区				334,000	146,849	187,151	187,151	0	
(新) 秋田第14	県内全域		R7補	R8	200,000	146,849	53,151	53,151	0	地震・豪雨調査1式
(新) 秋田第L2④	県内全域		R8	R8	27,000	0	27,000	27,000	0	耐震性調査1式
(新) 秋田⑥	県内全域		R8	R8	100,000	0	100,000	100,000	0	劣化状況調査1式
(新) 秋田県6	県内全域		R8	R8	7,000	0	7,000	7,000	0	サボートセンター1式
団体営計	12地区				313,675	22,900	87,250	87,250	203,525	
[廃止ため池]	10地区				301,675	22,900	75,250	75,250	203,525	
松崎ため池	秋田市		R7	R9	22,300	2,500	10,000	10,000	9,800	ため池廃止1式
赤沼2号ため池	秋田市		R7	R9	25,600	5,700	10,000	10,000	9,900	ため池廃止1式
赤沼3号ため池	秋田市		R7	R9	25,800	5,900	10,000	10,000	9,900	ため池廃止1式
真実ヶ沢ため池	秋田市		R7	R9	33,600	3,800	10,000	10,000	19,800	ため池廃止1式
第2あざみ沢	湯沢市		R7	R9	20,000	5,000	15,000	15,000	0	ため池廃止1式
(新) 窄合ため池	大館市		R8	R10	70,000	0	5,000	5,000	65,000	測量設計1式
(新) 竹生1号溜池	秋田市		R8	R10	28,212	0	3,300	3,300	24,912	測量設計1式
(新) 橋堤	秋田市		R8	R10	22,904	0	3,000	3,000	19,904	測量設計1式
(新) 中野ため池	秋田市		R8	R10	36,259	0	4,950	4,950	31,309	測量設計1式
(新) 相ノ沢	男鹿市		R8	R10	17,000	0	4,000	4,000	13,000	測量設計1式
[水位計]	2地区				12,000	0	12,000	12,000	0	
(新) 大由沢	五城目町		R8	R8	6,000	0	6,000	6,000	0	水位計1式
(新) 袖ヶ沢	五城目町		R8	R8	6,000	0	6,000	6,000	0	水位計1式

2 農地地すべり対策事業

45,000千円 (◎22,500千円、◎20,200千円、○2,300千円)

地すべりによる被害を除去又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止指定区域内において、農地・農業用施設等の農業生産基盤を維持するとともに、人家の破壊、埋没等を防止し、人命、家屋等を守る。

(1) 採択基準

①地すべり防止区域（農水省所管）に指定されていること

ア ため池の貯水量3万m³以上、面積100ha以上の水路・農道等に被害を及ぼすおそれのあること

イ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあること

②総事業費が7,000万円以上（長寿命化計画に基づく対策工事は800万円以上）であること

(2) 負担区分 国50%、県50%

(3) 令和8年度実施計画

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費 R8時点	R8		R8実施内容
		着工	完了		R8通常	計	
北の股	由利本荘市	R8	R11	142,000	45,000	45,000	測量設計1式
計	1地区				45,000	45,000	

3 県営防災施設管理事業

30,000千円 (◎28,600千円、○1,400千円)

(1) 農地地すべり対策調査計画費

農地地すべりによる崩壊を防止し、県土の保全と民生の安定に資するため、地すべり防止法に基づく申請や計画の策定及び概成地区等の確認調査、維持管理を実施する。

①実施計画 仙北管内1地区および雄勝管内1地区（概成地区の集水井点検及び水抜きボーリング孔洗浄）

②負担区分 県100%

(2) 県単農地地すべり対策事業

地すべり防止区域における災害の未然防止又は最小化を図るため、国庫補助対象外の小規模な地すべり防止工事や地すべりを起因として発生した農地・農業用施設等の復旧工事を実施する。

①実施計画 北秋田管内1地区、由利管内1地区、仙北管内1地区および雄勝管内1地区
（応急対策工事及び地すべり関連復旧工事）

②採択基準 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等であること

③負担区分 県100%

(3) 防災ダム維持管理事業

県営造成防災ダムにおける深淺測量や浚渫等について実施する。

①実施計画 大仙市1地区（南外ダム）

②負担区分 県100%

4 農業水利施設安全管理事業

12,786千円 (◎9,600千円、◎2,800千円、○386千円)

人命等に関わる事故が発生するおそれがある防災重点農業用ため池において、転落事故を未然に防止するため、安全施設を設置する市町村等に対して支援する。

(1) 事業内容 防災重点農業用ため池への安全施設設置

(2) 事業主体 市町村、土地改良区等

(3) 採択基準

①1地区当たりの事業費が200万円以上

②1地区当たりの受益農業従事者が2者以上

③工事期間3か年以内

④ため池管理者水利組合、個人の場合

ア 事業実施に伴い、安全施設設置後の維持管理を行う者と、次の事項を確認していること。

(ア) 安全施設の点検方法

(イ) 安全施設に破損等が確認された場合の対応方法（費用負担含む）

イ 事業実施主体は、事業実施後、施設台帳を作成し、県へ提出すること。

(4) 負担区分 市町村・土地改良区管理 国50(55)%、県18(18)%、市町村25(25)%、農家7(2)%
水利組合・個人管理 国50(55)%、県25(20)%、市町村25(25)%、農家0(0)%

(5) 令和8年度地区別事業費(県予算)

単位:千円

地区名	関係市町村	工期		総事業費	R8		R8実施内容
		着工	完了		当初	計	
大滝沢	秋田市	R7	R8	11,300	2,700	2,700	ため池安全施設1式
牡丹堤	三種町	R8	R10	11,825	5,000	5,000	ため池安全施設1式
蛭藻沼	横手市	R8	R10	30,000	10,000	10,000	ため池安全施設1式
計	3地区			53,125	17,700	17,700	

事業名	災害関連緊急地すべり対策事業			担当	水利整備・防災チーム						
事業年度	昭和58～	事業主体	県	当初予算額	50,000千円						
事業目的	当該年の降雨や地震等のため、地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む）において、地すべりが発生・拡大した場合、当該年度内に緊急に地すべり防止工事を実施し国土保全及び民生の安定を図る。			財源内訳	国庫	25,000千円					
					県債	22,500千円					
					一般	2,500千円					
実施内容	<p>1 採択基準</p> <p>地すべり防止区域内（指定予定区域を含む）において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる部分の防止工事で、工事費がおおむね600万円以上、かつ次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要のあること</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関係を有し、次のいずれかに該当すること</p> <p>①農地10ha以上、関係面積100ha以上の用排水施設・農道</p> <p>②河川・道路等公共施設</p> <p>③学校・病院等公共建物</p> <p>④人家10戸以上等に直接被害を及ぼすと認められるもの</p>										
	<p>2 令和8年度実施計画 単位:千円</p> <table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>地区数</th> <th>事業費</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>50,000</td> <td>地すべり防止工(地下水排除工・杭打工・擁壁工等)</td> </tr> </tbody> </table>						地区数	事業費	事業内容	1	50,000
地区数	事業費	事業内容									
1	50,000	地すべり防止工(地下水排除工・杭打工・擁壁工等)									

事業名	農地災害復旧事業		担 当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区等		
			当初予算	1,276,400 千円	
事業目的	異常な天然現象による災害で被災した農地について、国の補助を受けて復旧工事を行い、営農の継続及び農業経営の安定化に向けて支援する。		財源内訳	国庫	1,271,350 千円
				県債	1,700 千円
				一般	3,350 千円
実施内容	1 県営農地災害復旧事業		2,800千円 (◎1,350千円、◎1,200千円、◎250千円)		
	(1) 事業費 2,700千円 (想定) ※このほか事務費100千円				
	(2) 負担区分 国50%、県15%、地元35% ※基本補助率 (国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%				
	(3) 採択基準 (国)				
	①暫定法の対象となる災害であること (雨量:24時間80mm以上又は1時間20mm以上、風速:最大風速15m/s以上、その他異常な天然現象)				
	②1箇所あたりの工事が40万円以上であること				
	(4) 採択基準 (県)				
	次のいずれかに該当し、申請者から要望があること				
	①他の県営事業として継続中で、事業計画に該当する農業用施設が被災した場合 ※県営ほ場整備事業、県営土地改良総合整備事業等の場合は、原則として基幹施設のみとする。				
	②他の県営事業に関連のない場合 ア 復旧事業費が1地区おおむね100,000千円以上で、その関係受益面積が1地区おおむね100ha以上の地区 イ その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施行が適当と認められる地区				
2 県営農地災害復旧事業査定設計委託費		600千円 (◎500千円、◎100千円)			
(1) 負担区分 県100%					
(2) 採択基準 1 (3) と同じ					
3 現年発生団体営農地災害復旧事業		271,000千円 (◎270,000千円、◎1,000千円) ※事務費含む (1,000千円)			
(1) 事業費 293,150千円 (想定補助率92.1%で算定) ※このほか事務費1,000千円					
(2) 負担区分 国50%、地元50% ※基本補助率 (国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%					
(3) 採択基準 1 (3) と同じ					
4 過年発生団体営農地災害復旧事業		1,002,000千円 (◎1,000,000千円、◎2,000千円)			
(1) 事業費 1,046,259千円 (補助率94.9~97.2%) ※このほか事務費2,000千円					
(2) 採択基準 1 (3) と同じ					

事業名	農業用施設災害復旧事業		担当	水利整備・防災チーム
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区	
事業目的	異常な天然現象による災害で被災した農業用施設について、国の補助を受けて復旧工事を行い、営農の継続及び農業経営の安定化に向けて支援する。		財源内訳	当初予算額 2,447,500 千円
			分担金	47,837 千円
			国庫	2,355,978 千円
			県債	36,200 千円
			一般	7,485 千円
実施内容	<p>1 県営農業用施設災害復旧事業 239,500千円 (㊦47,800千円、㊧155,350千円、㊨32,700千円、㊩3,650千円)</p> <p>(1) 事業費 239,000千円(想定) ※このほか事務費500千円</p> <p>(2) 負担区分 国65%、県15%、地元20% ※基本補助率(国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%</p> <p>(3) 採択基準(国)</p> <p>①暫定法の対象となる災害であること (雨量:24時間80mm以上又は1時間20mm以上、風速:最大風速15m/s以上、その他異常な天然現象)</p> <p>②1箇所あたりの工事が40万円以上であること</p> <p>(4) 採択基準(県)</p> <p>次のいずれかに該当し、申請者から要望があること</p> <p>①他の県営事業として継続中で、事業計画に該当する農業用施設が被災した場合 ※県営ほ場整備事業、県営土地改良総合整備事業等の場合は、原則として基幹施設のみとする。</p> <p>②他の県営事業に関連のない場合</p> <p>ア 復旧事業費が1地区おおむね100,000千円以上で、その関係受益面積が1地区おおむね100ha以上の地区</p> <p>イ ため池は堤高10m、又は貯水量10万m³以上かつ受益面積40ha以上かつ復旧事業費50,000千円以上の地区</p> <p>ウ その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施行が適当と認められる地区</p>			
	<p>2 県営農業用施設災害復旧事業査定設計委託費 1,000千円 (㊦900千円、㊩100千円)</p> <p>(1) 負担区分 県100%</p> <p>(2) 採択基準 1(3)と同じ</p>			
	<p>3 現年発生団体営農業用施設災害復旧事業 630,000千円 (㊦629,000千円、㊩1,000千円)</p> <p style="text-align: right;">※事務費含む(1,000千円)</p> <p>(1) 事業費 657,949千円(想定補助率95.6%で算定) ※このほか事務費1,000千円</p> <p>(2) 負担区分 国65%、地元35% ※基本補助率(国庫補助率増嵩あり)、事務費は県100%</p> <p>(3) 採択基準 1(3)と同じ</p>			
	<p>4 過年発生県営農業用施設災害復旧事業 375,000千円 (㊦37千円、㊧371,628千円、㊨2,600千円、㊩735千円)</p> <p>(1) 事業費 372,000千円 ※このほか事務費3,000千円</p> <p>(2) 負担区分 国99.9%、県0.09%、地元0.01% ※事務費は県100%</p> <p>(3) 対象地区 堀切沢(1)地区、堀切沢(2)地区、童子地区</p>			
	<p>5 過年発生団体営農業用施設災害復旧事業 1,202,000千円 (㊦1,200,000千円、㊩2,000千円)</p> <p>(1) 事業費 1,247,434千円(補助率96.7~95.7%) ※このほか事務費2,000千円</p> <p>(2) 採択基準 1(3)と同じ</p>			

事業名	農地・農業用施設小災害支援事業		担 当	水利整備・防災チーム	
事業年度	平成24～	事業主体	市町村、土地改良区	当初予算額	19,900 千円
事業目的	国庫補助事業の対象とならない小規模な農地等の災害復旧を支援することにより、農家負担を軽減し、離農や耕作放棄地の発生を防止する。		財源内訳	県 債	3,900 千円
				一 般	16,000 千円
実施内容	被災した農地・農業用施設の復旧・応急工事にかかる費用に対して支援する。				
	1 事業発動要件 国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害で、次のいずれかの基準を満たす災害 (1) A基準 1つの災害で県内における被害総額が3億円以上の災害 (2) B基準 1つの災害で県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円の市町村が1以上ある災害				
	2 採択要件 (1) 1箇所あたり10万円以上40万円未満 (2) 農家助成を実施している市町村				
	3 補助率 県1/3以内(ただし、市町村の補助率以内)				
	4 令和8年度実施計画(予算計上額) 事業費 農地 23,700千円×1/3= 7,900千円(補助金) 80箇所(未定) 農業用施設 36,000千円×1/3= 12,000千円(補助金) 118箇所(未定)				

事業名	農業用施設災害関連事業		担 当	水利整備・防災チーム	
事業年度	昭和25～	事業主体	県、市町村、土地改良区	当初予算額	120,000 千円
事業目的	異常な天然現象による災害で被災した農業用施設について、災害復旧事業と一体的な関連工事を行うことで営農の継続及び農業経営の安定化に向けて支援する。		財源内訳	国 庫	120,000 千円
実施内容	1 団体営農業用施設災害関連事業 120,000千円(◎120,000千円)				
	(1) 事業費 128,480千円				
	(2) 負担区分 国93.4%、市 補助残の10/10				
	(3) 採択基準(国) ①関連事業費における工事費が200万円以上、かつ併せて施行する災害復旧事業費の工事費を超えないこと ②当該施設についての他の改良計画がないこと ③事業効果が大であること				
	(4) 対象地区 米山地区(鍛冶沢ため池)				

事業名	県営造成施設等突発事故復旧支援事業		担 当	水利整備・防災チーム
事業年度	平成24～	事業主体	県、市町村、土地改良区等	
			当初予算額	69,200 千円
事業目的	国営・県営事業等で造成した土地改良施設において、突発的に発生した事故の早期復旧を図り、営農の継続及び農業経営の安定化に向けて支援する。		財 源	国 庫
			内 訳	諸収入
				県 債
				一 般
			45,100 千円	
			260 千円	
			15,600 千円	
			8,240 千円	
実施内容	1 県営造成施設等突発事故復旧支援事業		6,400千円(◎6,400千円)	
	<p>国の補助事業の採択要件に合致しない突発事故について、県と市町村が協調して復旧費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>日常管理の中では目視困難な施設の復旧工事にかかる費用に対する助成</p> <p>①水路（パイプライン、暗渠部分等の目視困難箇所のみ）</p> <p>②頭首工、揚水機、ため池（電気設備等の目視困難箇所のみ）</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>①通常使用の範囲内で不測の事態により生じた農業水利施設事故であること（異常な天然現象によらない）</p> <p>②国営又は県営造成施設で、復旧工事により作付けへの支障を解消できること</p> <p>③維持管理が適正に行われていること</p> <p>④1件あたりの復旧工事費が40万円以上のもの</p> <p>⑤関係市町村が事業費の10%以上を補助すること</p> <p>⑥国の補助事業の採択基準に合致しない突発事故</p> <p>(3) 補助率</p> <p>県30%（市町村10%以上）※ただし、補助上限額は800千円</p>			
	2 土地改良施設突発事故復旧事業		62,800千円(◎45,100千円、◎260千円、◎15,600千円、◎1,840千円)	
	<p>受益地が大きい土地改良施設における一定規模以上の突発事故について、農業者の申請及び負担を原則求めずに復旧を行う。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>①現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</p> <p>②復旧工事 施設を原形復旧する又は従前の効用を回復するために行う措置</p> <p>③緊急応急工事 土地改良施設の突発的な被災による二次被害防止のため迅速な対応を要する場合における応急対策（仮復旧・本復旧）</p> <p>(2) 採択基準</p> <p>①通常使用の範囲内で不測の事態により生じた土地改良施設事故であること（異常な天然現象によらない）</p> <p>②維持管理が適正に行われていること</p> <p>③1件あたりの復旧工事費が200万円以上のもの</p> <p>④機能保全計画等が策定されていること</p> <p>⑤末端支配面積が20ha以上（中山間地域は10ha以上）の土地改良施設であること</p> <p>(3) 負担区分 ※（ ）内は6法指定地域等の補助率でガイドラインに基づく</p> <p>①県 営 国50（55）%、県32%、市町村18（13）%</p> <p>②団体営 国50（55）%、県21%、市町村29（24）%</p>			

事業名	経営体育成基盤整備事業			担当	農地整備チーム			
事業年度	平成5～	事業主体	県、土地改良区等	当初予算額	7,131,568千円			
事業的	ほ場の区画整理等により、水田利活用・自給力向上の基礎となる生産基盤を整備するとともに、地域農業を牽引する担い手へ農地を集積することで、生産性向上と経営規模拡大を図り、効率的・安定的な農業経営を確立する。			財源	分担金	814,795千円		
				訳分	国庫	3,899,554千円		
					県債	1,784,800千円		
					一般	632,419千円		
実施内容	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 農地集積加速化型 区画整理、暗渠排水及び用排水施設等の生産基盤を整備する。</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業 農地の集積を図るため、土地利用調整等の普及・指導活動を実施、又は支援する。</p> <p>(3) 高度経営体面的集積促進事業（促進費） 高度経営体への農地集積向上のため、集積の実績に応じ、事業費の一定割合を助成する。</p> <p>(4) 中心経営体農地集積促進事業（促進費） 中心経営体への農地集積向上のため、集積の実績に応じ、事業費の一定割合を助成する。</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 農地中間管理権が設定された農地において、区画整理、暗渠排水及び用排水施設等の生産基盤を整備する。</p> <p>(6) 高収益作物関連支援事業 高収益作物の導入に必要となる取組を支援する。</p> <p>2 事業費</p> <p>(1) 農地集積加速化型 3,012,710千円 (◎542,875千円、㊦1,503,589千円、㊧869,600千円、㊨96,646千円)</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業 14,622千円 (㊦ 13,286千円、㊨ 1,336千円)</p> <p>(3) 高度経営体面的集積促進事業（促進費） ー千円</p> <p>(4) 中心経営体農地集積促進事業（促進費） 1,277,955千円 (㊦680,099千円、㊧148,600千円、㊨449,256千円)</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 2,823,201千円 (◎271,920千円、㊦1,699,500千円、㊧766,600千円、㊨ 85,181千円)</p> <p>(6) 高収益作物関連支援事業 3,080千円 (㊦3,080)</p> <p>3 採択基準</p> <p>(1) 農地集積加速化型</p> <p>①担い手への農地の面的集積率が一定以上増加すること</p> <p>②受益面積20ha以上（中山間地域は10ha以上）</p> <p>③30a以上の区画が受益面積の2/3以上であること 等</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業、(3) 高度経営体面的集積促進事業、(4) 中心経営体農地集積促進事業 農業経営高度化計画を作成すること 等</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業</p> <p>①受益面積10ha以上（中山間地域は5ha以上）</p> <p>②全ての農地について15年以上の農地中間管理権が設定されていること</p> <p>③収益性が20%以上向上すること 等</p> <p>(6) 高収益作物関連支援事業 対象地域の作付作物のうち1/4以上を高収益作物に転換すること 等</p> <p>4 負担区分 ※（ ）は6法指定地域等、【 】は機構関連ほ場整備事業の場合</p> <p>(1) 農地集積加速化型 国 50(55)% 県 27.5% 地元 22.5(17.5)%</p> <p>(2) 高度土地利用調整事業 国 50(55)【62.5】% 県又は地元 50(45)【37.5】%</p> <p>(3) 高度経営体面的集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)%</p> <p>(4) 中心経営体農地集積促進事業 国 50(55)% 県 50(45)%</p> <p>(5) 農地中間管理機構関連ほ場整備事業 国 62.5% 県 27.5% 地元 10%</p> <p>(6) 高収益作物関連支援事業 国 50(55)%、100% 県 20%（ハードの場合）</p> <p>5 実施状況（ハード事業） ※事務費除き（事業費：千円）</p>							
	地区数	全体	R7年度まで	R7年度繰越	R7年度補正	R8年度当初	R9年度以降	
	R7完了繰越	3		50,400				
	継続	60	167,128,000	113,515,054	1,733,920	10,857,660	5,042,911	36,009,117
	新規	6	18,782,000	—	—	—	499,000	18,283,000
	計	69	185,910,000	113,515,054	1,784,320	10,857,660	5,541,911	54,292,117

(参考1) 経営体育成基盤整備 (ハード事業) 地区別内訳 (採択順)

地区名	関係市町村	工 期 着工 完了	受益 面積 (ha)	総事業費 (千円)	R7まで (千円) (繰越除く)	進捗率	令和7年度 繰越		令和7年度 繰越(国補正)		令和8年度 当初		令和8年度 合計		令和9年度以降 事業費(千円)	備考	
							事業量(ha) 区画 整理 排水	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画 整理 排水	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画 整理 排水	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画 整理 排水	事業費 (千円)			
【農地集積加速化型】																	
下田平	能代市	H25 R9	95.5	3,436,000	3,297,224	96.0%		12,000		20,000		55,000		87,000	51,776		
横手	横手市	H27 R7						9,000						9,000		R7完了(予算繰越)	
田ノ埜	横手市	H27 R8	218.3	4,287,000	4,267,300	99.5%		1,000			14,000		15,000	4,700			
小掛・鬼持	能代市	H28 R9	24.5	950,000	850,000	89.5%		9,000			37,000		46,000	54,000			
東雲原	能代市	H28 R9	152.0	4,418,000	4,142,100	93.8%		59,000		50,000	8.3	162,000	8.3	271,000	4,900		
金沢	美郷町・横手市	H28 R11	405.1	5,577,000	5,458,560	97.9%		11,120			10,000		21,120	97,320			
茶栗部	横手市	H28 R7						26,400					26,400			R7完了(予算繰越)	
河戸川・浅内	能代市	H29 R9	251.0	7,308,000	7,041,000	96.3%		22,000		16,000		141,910		179,910	87,090		
大戸百崎	秋田市	H29 R9	34.5	720,000	665,056	92.4%		2,000				10,000		12,000	42,944		
金足西部	秋田市	H30 R10	229.2	7,675,000	6,743,158	87.9%		90,000		10,000	36.5	375,800	36.5	475,800	456,042		
四ツ小屋北	秋田市	H30 R9	162.7	3,661,000	3,528,976	96.4%		16,000		0		40,000		56,000	76,024		
神代	仙北市	H30 R9	289.3	8,359,000	7,916,520	94.7%		50,000		41,000		84,000		175,000	267,480		
金足東部	秋田市	R1 R10	169.2	4,712,000	4,293,258	91.1%		50,000	3.9	130,000	8.6	181,000	12.5	361,000	57,742		
畑谷	秋田市	R1 R9	123.4	3,159,000	3,017,000	95.5%	18.0	23,000		9,078	1.9	31,000	19.9	63,078	78,922		
下黒瀬	秋田市	R1 R9	117.1	2,939,000	2,759,680	93.9%		20,000		0		63,000		83,000	96,320		
高岳	五城目町・八咫町	R1 R8	90.2	2,833,000	2,547,300	89.9%		0		0		31,000		31,000	254,700		
内小友西部	大仙市	R1 R8	150.7	4,310,000	4,253,420	98.7%		10,000				15,000		25,000	31,580		
宮田福島	大仙市	R1 R9	57.5	1,308,000	1,260,793	96.4%						5,000		5,000	42,207		
浅瀬北部	横手市	R1 R9	265.5	6,076,000	5,549,207	91.3%	30.0	185,000		42,000	8.9	173,000	38.9	400,000	126,793		
野村	男鹿市	R2 R10	45.4	1,504,000	1,273,437	84.7%		80,000		0	6.0	95,000	6.0	175,000	55,563		
太田南部	大仙市・美郷町	R2 R11	347.3	8,870,000	7,079,219	79.8%		8,400		154,582	54.4	576,000	54.4	738,982	1,051,799		
明田地野際	美郷町	R2 R9	113.0	2,993,000	2,351,000	78.5%		43,000		0	6.7	50,000	6.7	93,000	549,000		
四ツ小屋南	秋田市	R3 R9	161.8	4,371,000	3,853,662	88.2%		68,000	0.5	4.1	70,000	39.8	410,000	0.5	43.9	548,000	0
戸島	秋田市	R3 R10	102.9	3,523,000	2,876,210	81.6%		36,000		2.0	115,000	26.0	161,000	28.0	312,000	334,790	
杉沢柳沢	大仙市	R3 R10	67.2	2,906,000	2,496,800	85.9%	12.7	98,200				11.2	102,000	23.9	200,200	209,000	
計 23地区 (予算繰越の2地区を除く)			3,673.3	95,895,000	87,520,880	95.3%	60.7	929,120	0.5	10.0	657,660	208.3	2,822,710	0.5	279.0	4,409,490	4,030,692
【農地中間管理機構関連ほ場整備】																	
浦山	大館市	R2 R9	54.4	2,018,000	1,842,760	91.3%		43,200		5.8	48,000		40,000	5.8	131,200	44,040	
下内川西	大館市	R2 R9	41.3	1,253,000	1,070,200	85.4%		6,800				63,000		81,800	101,000		
鹿野戸沖村	秋田市	R2 R9	14.1	534,000	477,000	89.3%		14,000				21,000		45,000	12,000		
小坂戸	由利本荘市	R2 R7						15,000						15,000		R7完了(予算繰越)	
雲沢	大館市	R3 R10	21.1	899,000	661,397	73.6%		54,800	4.0	58,000	3.2	32,000	7.2	144,800	92,803		
中川	仙北市	R3 R10	82.1	2,789,000	2,506,400	89.9%		64,600		8,000	7.1	52,000	7.1	124,600	158,000		
今泉	北秋田市	R4 R10	24.8	859,000	683,800	79.6%		30,200		59,000	4.0	32,000	4.0	121,200	54,000		
矢坂上野	藤里町	R4 R9	12.2	405,000	346,050	85.4%		23,000		6,000		20,000		49,000	9,950		
田中野田	八峰町	R4 R9	10.8	397,000	280,800	70.7%		1,200		29,000	10.5	46,000	10.5	76,200	40,000		
二ツ井	能代市	R4 R9	34.6	1,111,000	490,400	44.1%		13,600	5.1	142,000	16,000	5.1	171,600	449,000			
種柳田	能代市	R4 R11	15.2	700,000	406,800	58.1%		29,200	2.6	74,000	26,000	2.6	129,200	164,000			
新興	大仙市	R4 R11	94.9	2,129,000	1,548,000	72.6%		0	17.0	246,000		113,000	17.0	359,000	224,000		
西台	大仙市	R4 R10	22.7	730,000	567,000	77.7%		0		15,000	11.1	100,000	11.1	115,000	48,000		
平鹿蟹沢	横手市	R4 R9	37.7	1,013,000	906,600	89.5%		14,000		7,000		10,000		31,000	75,400		
朴田荒畑	横手市	R4 R9	40.8	1,265,000	1,088,901	86.1%	4.0	39,000		20,000	1.9	77,000	5.9	136,000	40,099		
別所中位	大館市	R5 R11	27.5	1,046,000	558,000	53.3%		21,000	3.7	150,000		30,000	3.7	201,000	287,000		
曲田中山	大館市	R5 R11	49.6	1,688,000	895,000	53.0%		0	7.0	297,000	7.2	28,000	7.0	325,000	468,000		
仁井田東部	秋田市	R5 R10	83.2	2,295,000	1,413,888	61.8%		47,000	13.7	22.7	375,000	8.2	60,000	13.7	30.9	482,000	399,112
象湯前川	にかほ市	R5 R11	199.2	7,835,000	2,409,970	30.8%		23,000	29.4	10.0	1,008,000	15.5	144,000	29.4	25.5	1,175,000	4,250,000
花館高岡上郷	大仙市	R5 R11	47.2	1,567,000	1,019,000	65.0%		9,000	4.7	21.7	356,000	10.0	80,000	4.7	31.7	445,000	103,000
下吉田	横手市	R5 R11	49.4	1,684,000	1,106,400	65.7%	7.9	8,000		20.0	309,000	13.7	80,000		41.6	397,000	180,600
上院内	湯沢市	R5 R10	27.4	909,000	605,000	66.6%		37,000	8.3	172,000		3.1	18,000	8.3	3.1	227,000	77,000
毛馬内北部	鹿角市	R6 R11	64.8	2,146,000	524,000	24.4%		30,000	36.6	4.2	408,000	0.1	60,201	36.6	4.3	498,201	1,123,799
麻生	能代市	R6 R11	18.1	700,000	236,600	33.8%		34,400	5.6	172,000		30,000	5.6	236,400	227,000		
沼田田中	八峰町	R6 R14	69.2	2,566,000	462,400	18.0%		49,600	22.8	190,000		152,000	22.8	391,600	1,712,000		
仁井田西部	秋田市	R6 R11	92.3	3,189,000	788,000	24.7%		16,000	31.0	4.0	300,000	4.0	30,000	31.0	8.0	346,000	2,055,000
高野三郡野	秋田市・大仙市	R6 R11	57.3	2,328,000	517,400	22.2%		20,600	17.6	10.0	784,000	3.3	140,000	17.6	13.3	944,600	866,000
飯島北部	秋田市	R6 R12	145.5	4,562,000	685,400	15.0%		86,000	37.2	955,000	20.0	100,000	37.2	20.0	1,141,000	2,735,800	
戸地谷北部	大仙市	R6 R11	47.8	1,351,000	586,000	43.4%		5,000	16.4	4.0	317,000	2.0	13,000	16.4	6.0	335,000	430,000
大瀬蔵野	仙北市	R6 R11	48.4	1,673,000	620,200	37.1%		17,800	10.3	1.0	324,000	5.9	50,000	10.3	6.9	391,800	661,000
みたけ	横手市	R6 R11	5.8	249,000	27,000	10.8%		0	5.8	128,000		16,000	5.8	144,000	78,000		
猿田西	秋田市	R7 R14	47.2	1,736,000	59,000	3.4%		14,000	7.9	203,000		70,000	7.9	287,000	1,390,000		
藤本本村	男鹿市	R7 R14	32.8	1,266,000	80,000	6.3%		0	10.9	340,000		60,000	10.9	400,000	786,000		
島海川内	由利本荘市	R7 R15	124.1	4,316,000	150,400	3.5%		1,600	25.6	677,000		106,000	25.6	784,600	3,380,992		
大台	大仙市	R7 R15	209.5	6,808,000	113,200	1.7%		16,800	36.2	830,000		120,000	36.2	966,800	5,728,000		
大畑深山	大仙市	R7 R13	11.9	465,000	63,000	13.5%		0	4.9	90,000		40,000	4.9	130,000	272,000		
大坂善知鳥	美郷町	R7 R14	91.7	3,556,000	133,200	3.7%		13,800	32.0	20.0	835,000	12.0	75,000	32.0	32.0	923,800	2,499,000
杉沢新所	湯沢市	R7 R14	37.8	1,196,000	67,000	5.6%		56,000	9.5	246,000		70,000	9.5	372,000	757,000		
金足岩瀬	秋田市・潟上市	R8 R15	77.5	3,091,000	-	-		-	-	-		78,000		78,000	3,013,000		
飯島中央	秋田市	R8 R16	194.2	6,352,000	-	-		-	-	-		83,000		83,000	6,269,000		
高崎館越	五城目町	R8 R15	62.4	2,060,000	-	-		-	-	-		93,000		93,000	1,967,000		
小杉山	大仙市																

(参考2) 経営体育成基盤整備 (ハード事業) 管内別内訳

地区名	地区数	工 期 着工 完了	受益 面積 (ha)	総事業費 (千円)	R7まで (千円) <繰越除>	進捗率	令和7年度 繰越		令和7年度 繰越(国補正)		令和8年度 当初		令和8年度 合計		令和9年度以降 事業費(千円)	管内シェア				
							事業量(ha) 区画	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画	事業費 (千円)	事業量(ha) 区画	事業費 (千円)		区画 面積	事業費			
鹿角	1		64.8	2,146,000	524,000	24.4%		30,000	36.6	4.2	408,000		0.1	60,201	36.6	4.3	498,201	1,123,799	9.1%	2.7%
北秋田	6		218.7	7,763,000	5,711,157	73.6%		156,000	10.7	9.8	624,000	14.4	225,000	10.7	24.2	1,005,000	1,046,843	2.7%	5.5%	
山本	10		683.1	21,991,000	17,553,374	79.8%		253,000	36.1		699,000	18.8	685,910	36.1	18.8	1,637,910	2,799,716	9.0%	9.0%	
秋田	20		2042.9	62,510,000	35,578,425	56.9%	18.0	582,600	118.8	46.7	3,301,078	154.3	2,132,800	118.8	219.0	6,016,478	20,945,759	29.5%	33.1%	
由利	2		323.3	12,151,000	2,560,378	21.1%		39,600	55.0	10.0	1,665,000	15.5	250,000	55.0	25.5	1,974,600	7,631,022	13.7%	10.9%	
仙北	18		2207.2	59,364,000	37,970,312	64.0%	12.7	347,720	121.5	46.7	3,216,582	120.4	1,640,000	121.5	179.8	5,204,302	16,189,386	30.2%	28.6%	
平鹿	7		730.5	17,880,000	12,945,408	72.4%	41.9	282,400	5.8	20.0	506,000	24.5	460,000	5.8	86.4	1,248,400	3,721,592	1.4%	6.9%	
雄勝	2		65.2	2,105,000	672,000	31.9%		93,000	17.8		418,000	3.1	88,000	17.8	3.1	599,000	834,000	4.4%	3.3%	
合計	66地区		6,335.7	185,910,000	113,515,054	61.1%	72.6	1,784,320	402.3	137.4	10,857,660	351.1	5,541,911	402.3	561.1	18,183,891	54,292,117			

事業名	農地耕作条件改善事業			担 当	農地整備チーム
事業年度	平成10～	事業主体	県、市町村、土地改良区等	当初予算額	1,082,500 千円
事業目的	きめ細かな農地の基盤整備を実施し、担い手への農地集積や高収益作物への転換等を推進し、農業の生産性向上、効率的・安定的な農業経営を確立する。			財 源 内 訳	国 庫 1,078,250 千円 一 般 4,250 千円
実施内容	<p>1 農地耕作条件改善事業 (簡易型) 1,074,000千円 (◎1,074,000千円) 農地の耕作条件を改善し、地域の実情に応じた簡易な基盤整備 (暗渠排水、区画拡大等) を行うことで、農地の集積や高収益作物への転換等を支援する。 (1) 事業主体 市町村、土地改良区、J A、農業法人又は農地中間管理機構 (2) 負担区分 国定額又は定率 (国50 (55) %、地元50 (45) %) ※ () は 6 法指定地域等 (3) 採択基準 国の農地耕作条件改善事業実施要綱・実施要領に定める基準による ①農地中間管理機構との連携を行うこと ②1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 ③1地区当たりの受益者数が農業者2者以上 等 (4) 実施計画 9地区</p> <p>2 指導事業 8,500千円 (◎4,250千円、⊖4,250千円) 事業の適正かつ円滑な推進のため、事業実施に係る連携調整、技術的な助言・指導及び施工実態の把握等を行う。 (1) 事業主体 県 (2) 負担区分 定率 (国50%、県50%) (3) 採択基準 国の農地耕作条件改善事業実施要綱・実施要領に定める基準による</p>				

事業名	土地改良事業調査受託費			担 当	調整・企画チーム
事業年度	昭和54～	事業主体	県	当初予算額	500 千円
事業目的	国が実施する諸調査の一部を県が受託し基礎的調査を実施し、農業農村整備を計画的かつ円滑に推進する。			財 源 内 訳	国 庫 500 千円
実施内容	<p>1 農業基盤情報基礎調査 250千円 (◎250千円) 農業農村整備事業による農業生産基盤の整備状況を調査する。 (農地、基幹水利施設、系統水利、ため池の整備状況調査)</p> <p>2 経済効果測定基準調査 250千円 (◎250千円) ほ場整備後の営農経費等を把握し、農業農村整備事業での効果算定に必要な基礎データを収集する。 (現況調査、作物調査、作業効率、経営収支調査等)</p>				

事業名	国直轄土地改良事業負担金（国営かんがい排水事業）			担 当	調整・企画チーム																																																				
事業年度	平成13～	事業主体	国	当初予算額	620,245千円																																																				
事業目的	農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行うとともに、農業用水の効率的利用や地域用水機能の高度化を図ることで、農業の生産性向上や農業構造の改善等を推進する。			財 源	県 債	558,200千円																																																			
				内 訳	一 般	62,045千円																																																			
実施内容	1 採択基準																																																								
	<p>(1) 横手西部地区 国営かんがい排水事業 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上</p> <p>(2) 旭川地区 国営耐震対策一体型かんがい排水事業 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上 (必要な耐震性を有していない重要な農業水利施設の耐震化整備については、末端支配面積300ha以上)</p> <p>(3) 成瀬皆瀬地区 国営施設応急対策事業 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積500ha以上 (不測の事態が発生した場合における応急対策、原因究明及び機能の保全を行うための整備を含む)</p> <p>(4) 八郎潟地区 国営流域水質保全機能増進事業 受益面積3,000ha以上で、かつ末端支配面積5ha以上。流域の水質保全に資すること。</p>																																																								
	2 実施地区（事業費ベース）				単位：百万円																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th rowspan="2">工期</th> <th rowspan="2">全体事業費</th> <th colspan="2">令和7年実績</th> <th colspan="3">令和8年計画</th> <th rowspan="2">令和9年以降</th> </tr> <tr> <th>当初まで</th> <th>補正</th> <th>当初</th> <th>補正</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横手西部</td> <td>H24～R11</td> <td>46,055</td> <td>34,096</td> <td>554</td> <td>906</td> <td></td> <td>906</td> <td>10,499</td> </tr> <tr> <td>旭川</td> <td>H28～R12</td> <td>20,178</td> <td>15,484</td> <td>400</td> <td>697</td> <td></td> <td>697</td> <td>3,597</td> </tr> <tr> <td>成瀬皆瀬</td> <td>R1～R17</td> <td>15,823</td> <td>3,560</td> <td></td> <td>1,417</td> <td></td> <td>1,417</td> <td>10,846</td> </tr> <tr> <td>八郎潟</td> <td>R3～R24</td> <td>58,263</td> <td>5,358</td> <td>730</td> <td>1,270</td> <td></td> <td>1,270</td> <td>50,905</td> </tr> </tbody> </table>							地区名	工期	全体事業費	令和7年実績		令和8年計画			令和9年以降	当初まで	補正	当初	補正	計	横手西部	H24～R11	46,055	34,096	554	906		906	10,499	旭川	H28～R12	20,178	15,484	400	697		697	3,597	成瀬皆瀬	R1～R17	15,823	3,560		1,417		1,417	10,846	八郎潟	R3～R24	58,263	5,358	730	1,270		1,270	50,905
地区名	工期	全体事業費	令和7年実績		令和8年計画						令和9年以降																																														
			当初まで	補正	当初	補正	計																																																		
横手西部	H24～R11	46,055	34,096	554	906		906	10,499																																																	
旭川	H28～R12	20,178	15,484	400	697		697	3,597																																																	
成瀬皆瀬	R1～R17	15,823	3,560		1,417		1,417	10,846																																																	
八郎潟	R3～R24	58,263	5,358	730	1,270		1,270	50,905																																																	
	3 予算額																																																								
	<p>(1) 国直轄土地改良事業負担金（直入分） 620,245千円（◎558,200千円、○62,045千円） 令和8年度事業分に係る県負担金</p> <p>① 横手西部地区 85,000千円</p> <p>② 旭川地区 80,000千円</p> <p>③ 成瀬皆瀬地区 231,000千円</p> <p>④ 八郎潟地区 224,245千円</p>																																																								
	4 負担区分																																																								
	単位：%																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th></th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>農家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">横手西部（※2）</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66</td> <td>17.00/19.00</td> <td>6.00/8.00</td> <td>10.34/6.34</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>78.66</td> <td>11.67/13.34</td> <td>6.00/8.00</td> <td>3.67/0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旭川（※3）</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66</td> <td>17.00～30.00</td> <td>3.34～8.00</td> <td>10.34～0.00</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>78.66</td> <td>11.67～18.00</td> <td>3.34～8.00</td> <td>3.67～0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成瀬皆瀬（※4）</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66/70.00</td> <td>19.34/30.00</td> <td>9.00/0.00</td> <td>5.00/0.00</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>78.66/82.60</td> <td>10.66/17.40</td> <td>9.00/0.00</td> <td>1.68/0.00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">八郎潟</td> <td>基本負担率</td> <td>66.66</td> <td>19.34</td> <td>9.00</td> <td>5.00</td> </tr> <tr> <td>特例適用（※1）</td> <td>78.66</td> <td>12.67</td> <td>6.00</td> <td>2.67</td> </tr> </tbody> </table>							地区名		国	県	市町村	農家	横手西部（※2）	基本負担率	66.66	17.00/19.00	6.00/8.00	10.34/6.34	特例適用（※1）	78.66	11.67/13.34	6.00/8.00	3.67/0.00	旭川（※3）	基本負担率	66.66	17.00～30.00	3.34～8.00	10.34～0.00	特例適用（※1）	78.66	11.67～18.00	3.34～8.00	3.67～0.00	成瀬皆瀬（※4）	基本負担率	66.66/70.00	19.34/30.00	9.00/0.00	5.00/0.00	特例適用（※1）	78.66/82.60	10.66/17.40	9.00/0.00	1.68/0.00	八郎潟	基本負担率	66.66	19.34	9.00	5.00	特例適用（※1）	78.66	12.67	6.00	2.67
地区名		国	県	市町村	農家																																																				
横手西部（※2）	基本負担率	66.66	17.00/19.00	6.00/8.00	10.34/6.34																																																				
	特例適用（※1）	78.66	11.67/13.34	6.00/8.00	3.67/0.00																																																				
旭川（※3）	基本負担率	66.66	17.00～30.00	3.34～8.00	10.34～0.00																																																				
	特例適用（※1）	78.66	11.67～18.00	3.34～8.00	3.67～0.00																																																				
成瀬皆瀬（※4）	基本負担率	66.66/70.00	19.34/30.00	9.00/0.00	5.00/0.00																																																				
	特例適用（※1）	78.66/82.60	10.66/17.40	9.00/0.00	1.68/0.00																																																				
八郎潟	基本負担率	66.66	19.34	9.00	5.00																																																				
	特例適用（※1）	78.66	12.67	6.00	2.67																																																				
	<p>（※1）特例適用は、後進地嵩上げ1.18（R8分 ※R7も1.18）を考慮した県負担率とし、市町村及び農家分は採択時に固定。</p> <p>（※2）横手西部は排水路改修であり、支配面積1,000ha以上は県13.34%、市8.0%（1,000ha未満は県11.67%、市6.0%）。</p> <p>（※3）旭川はダム、頭首工、用水路の老朽化・耐震化工事であり、耐震化対策の負担は県18.00%、市町3.34%。老朽化に伴い改修するダム、頭首工の負担は県13.34%、市町8.0%。用水路の改修は県11.67%、市町6.0%。</p> <p>（※4）成瀬皆瀬のダム取水塔は耐震化対策のため、国82.6%、県負担17.4%、地元負担無し。幹線用水路は一般施設でガイドラインどおり（県負担10.66%、市9.0%、地元1.68%）。</p>																																																								

